

「労災施術料金表」

令和 8 年 1 0 月 1 日から適用

1. 初検料加算
 - (1) 時間外加算 午前6時～8時、午後6時～10時 650円
 - (2) 休日加算 日曜、祝日、12/29～1/3 1,870円
 - (3) 深夜加算 午後10時～午前6時 3,740円
 - (4) いずれも施術所の表示する時間内である場合は加算できない。
 2. 初検時相談支援料
 - (1) 初検時において、次の①及び②を行った場合に初検時相談支援料を算定する。
 - ①職業復帰に向けた施術内容、施術期間、職業復帰見込時期（施術計画）及び就労に当たっての励行・禁止事項をきめ細かに説明し、その旨施術録に記載する。
 - ②次のアからエの施術に伴う日常生活で留意すべき事項等をきめ細かに説明し、その旨施術録に記載する。
 - ア 日常生活上の励行・禁止事項（入浴・歩行・運動等）
 - イ 傷病の状態（労災の対象となる疾病、負傷名と施術部位
 - ウ 労災保険における受任者払い等の取扱い及び請求書の記載方法等を含めた労災請求等の事項（医師の同意に関することも含む）
 - エ その他、柔道整復師が必要と認めた事項
 - (2) 初検料のみ算定した場合においては、初検時相談支援料を算定できないものとする。
 3. 往療科加算
 - (1) 4キロメートルを超える場合 3,060円
 - (2) 時間外加算 午前6時～8時、午後6時～10時 100/100
 - (3) 深夜、難路、暴風雨、雪加算 200/100
 - (4) 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
 4. 再検料
 - (1) 再検料の算定は、~~初検料を算定した月においては1回、翌月以降は~~1 か月（暦月）2 回を限度とする。
 - (2) 初検料を算定した月の翌々月を限度とする。
 5. 指導管理料

1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。
 6. 冷電法
 - (1) 負傷当初より行った場合に加算できる。
 - (2) 温電法との重複算定はできない。
 7. 温電法
 - (1) 骨折又は不全骨折の場合は、受傷の日から起算して 8 日目以降の後療時に算定できる。
 - (2) 脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合は、受傷の日から起算して 6 日目以降の後療時に算定できる。
 8. 運動療法料
 - (1) 運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できる。
 - (2) 1 週間に 1 回程度、1 か月（暦月）に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。
 - (3) 部位、回数に関係なく 1 日分の金額とし、20 分程度運動療法を行うこと。
 9. 施術情報提供料

骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、医療機関に対して施術の状況を示す文書（施術情報提供紹介書）を添えて患者の紹介を行った場合に算定できる。
 10. 電気光線療法料
 - (1) 施術効果を促進するため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合に算定できる。
 - (2) ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気光線療法を行った場合であっても 1 回として算定する。
 11. 特別材料費
 - (1) 特別材料費は、1 負傷部位について 1 回算定できる。
 - (2) 骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となった場合は、2 回まで特別材料費として算定できる。
 12. 包帯交換料
 - (1) 初回の包帯交換時 （1 回）
 - (2) 初検日から起算して 1 週間以内 （1 回）、1～2 週間以内 （1 回）、2～3 週間以内（1 回）、3～4 週間以内 （1 回）、4 週間を超える（1 回）
 13. 後療関係
 - (1) 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3 週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して骨折拘縮後療料は、1,310 円とし、不全骨折拘縮後療料は、1,150 円とする。
 - (2) 骨折、不全骨折又は脱臼の後療時に、関節可動域・筋力の評価を行い、早期職業復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。
- [注] 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。
- [注] 手の指の打撲・捻挫の施術料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。
- [注] 手の指の打撲・捻挫にかかる後療において強直緩解等のため温電法を併施した場合、その受傷の日から起算して5日間を除き、1回につき指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額を後療料に加算できる。（手の指は4指まで、足は1足1趾で1本のみ）